

報道関係者 各位

令和5年1月20日
【照会先】
年金局年金課
課長 補佐 伊藤 憲昭
主 査 山村 祐介
(代表電話) 03(5253)1111
(内 線) 3336, 3337

令和5年度の年金額改定についてお知らせします

総務省から、本日（1月20日）、「令和4年平均の全国消費者物価指数」（生鮮食品を含む総合指数）が公表されました。

これを踏まえ、令和5年度の年金額は、法律の規定に基づき、新規裁定者（67歳以下の方）は前年度から2.2%の引き上げとなり、既裁定者（68歳以上の方）は前年度から1.9%の引き上げとなります。

令和5年度の新規裁定者（67歳以下の方）の年金額の例

	令和4年度 (月額)	令和5年度 (月額)
国民年金 ^{※1} (老齢基礎年金(満額): 1人分)	64,816円	66,250円 (+1,434円)
厚生年金 ^{※2} (夫婦2人分の老齢基礎年金を含む標準的な年金額)	219,593円	224,482円 (+4,889円)

※1 令和5年度の既裁定者（68歳以上の方）の老齢基礎年金（満額1人分）は、月額66,050円（対前年度比+1,234円）です。

※2 平均的な収入（平均標準報酬（賞与含む月額換算）43.9万円）で40年間就業した場合に受け取り始める年金（老齢厚生年金と2人分の老齢基礎年金（満額））の給付水準です。

【年金額の改定ルール】

年金額の改定は、名目手取り賃金変動率が物価変動率を上回る場合、新規裁定者（67歳以下の方）の年金額は名目手取り賃金変動率を、既裁定者（68歳以上の方）の年金額は物価変動率を用いて改定することが法律で定められています。

このため、令和5年度の年金額は、新規裁定者は名目手取り賃金変動率（2.8%）を、既裁定者は物価変動率（2.5%）を用いて改定します。

また、令和5年度のマクロ経済スライドによる調整（▲0.3%）と、令和3年度・令和4年度のマクロ経済スライドの未調整分による調整（▲0.3%）が行われます。

よって、令和5年度の年金額の改定率は、新規裁定者は2.2%、既裁定者は1.9%となります。

■ 参考：令和5年度の参考指標

- ・ 物価変動率 : 2.5%
- ・ 名目手取り賃金変動率 ※¹ : 2.8%
- ・ マクロ経済スライドによるスライド調整率 ※² : ▲0.3%
- ・ 前年度までのマクロ経済スライドの未調整分 ※³ : ▲0.3%

※1 「名目手取り賃金変動率」とは、2年度前から4年度前までの3年度平均の実質賃金変動率に前年の物価変動率と3年度前の可処分所得割合変化率（0.0%）を乗じたものです。

◆名目手取り賃金変動率（2.8%）

$$= \text{実質賃金変動率 (0.3\%)} + \text{物価変動率 (2.5\%)} + \text{可処分所得割合変化率 (0.0\%)} \\ (\text{令和元～3年度の平均}) \quad (\text{令和4年の値}) \quad (\text{令和2年度の値})$$

※2 「マクロ経済スライド」とは、公的年金被保険者の変動と平均余命の伸びに基づいて、スライド調整率を設定し、その分を賃金と物価の変動がプラスとなる場合に改定率から控除するもので、この仕組みは、平成16年の年金制度改正により導入されました。

マクロ経済スライドによる調整を計画的に実施することは、将来世代の年金の給付水準を確保することにつながります。

◆マクロ経済スライドによるスライド調整率（▲0.3%）

$$= \text{公的年金被保険者総数の変動率 (0.0\%)} + \text{平均余命の伸び率 (▲0.3\%)} \\ (\text{令和元～3年度の平均}) \quad (\text{定率})$$

※3 「マクロ経済スライドの未調整分」とは、マクロ経済スライドによって前年度よりも年金の名目額を下げないという措置は維持した上で、調整しきれずに翌年度以降に繰り越された未調整分を指します。

未調整分を翌年度以降に繰り越して調整する仕組みは、平成28年の年金制度改正により導入されたもので、現在の高齢世代に配慮しつつ、マクロ経済スライドによる調整を将来世代に先送りせず、できる限り早期に調整することにより、将来世代の年金の給付水準を確保することにつながります。

◆前年度までのマクロ経済スライドの未調整分（▲0.3%）

$$= \text{▲0.1\% (令和3年度のマクロ経済スライドによるスライド調整率の繰り越し分)} \\ + \\ \text{▲0.2\% (令和4年度のマクロ経済スライドによるスライド調整率の繰り越し分)}$$

【国民年金保険料について】

国民年金の保険料は、平成16年の年金制度改正により、毎年段階的に引き上げられてきましたが、平成29年度に上限（平成16年度水準で16,900円）に達し、引き上げが完了しました。その上で、平成31年4月から、次世代育成支援のため、国民年金第1号被保険者（自営業の方など）に対して、産前産後期間の保険料免除制度が施行されたことに伴い、令和元年度分より、平成16年度水準で、保険料が月額100円引き上がり17,000円となりました。

実際の保険料額は、平成16年度水準を維持するため、国民年金法第87条第3項の規定により、名目賃金の変動に応じて毎年度改定され、令和6年度の保険料額は以下の通りとなります。

	令和5年度	令和6年度
法律に規定された保険料額 (平成16年度水準)	17,000円	17,000円
実際の保険料額 (前年度の保険料額との比較)	16,520円 (▲70円) ※令和4年度は16,590円	16,980円 (+460円)

【在職老齢年金について】

在職老齢年金は、賃金（賞与込み月収）と年金の合計額が、支給停止調整額を上回る場合には、賃金の増加2に対し年金額を1支給停止する仕組みです。

支給停止調整額は、厚生年金保険法第46条第3項の規定により、名目賃金の変動に応じて改定され、令和5年度の支給停止調整額は以下の通りとなります。

	令和4年度	令和5年度
支給停止調整額	47万円	48万円

(参考)

物価変動に応じた改定ルールが法律に規定されている次の手当などは、令和4年の物価変動率（2.5%）に基づき、2.5%の引き上げとなります。

			令和4年度 (月額)	令和5年度 (月額)
①	母子家庭・父子家庭 などに対する給付	児童扶養手当 (いずれも全部支給の場合)	(第1子) 43,070円 (第2子) 10,170円 (第3子以降) 6,100円	(第1子) 44,140円 (+1,070円) (第2子) 10,420円 (+250円) (第3子以降) 6,250円 (+150円)
②	障害者など に対する給付 ^{※1}	特別障害給付金	(1級) 52,300円 (2級) 41,840円	(1級) 53,650円 (+1,350円) (2級) 42,920円 (+1,080円)
		特別児童扶養手当	(1級) 52,400円 (2級) 34,900円	(1級) 53,700円 (+1,300円) (2級) 35,760円 (+860円)
		特別障害者手当	27,300円	27,980円 (+680円)
		障害児福祉手当	14,850円	15,220円 (+370円)
③	原子爆弾被爆者 に対する給付 ^{※2}	健康管理手当	34,900円	35,760円 (+860円)
④	年金生活者支援給付 金法に基づく給付	老齢年金生活者 支援給付金	5,020円 ^{※3}	5,140円 ^{※3} (+120円)
		障害年金生活者 支援給付金	(1級) 6,275円 (2級) 5,020円	(1級) 6,425円 (+150円) (2級) 5,140円 (+120円)
		遺族年金生活者 支援給付金	5,020円	5,140円 (+120円)

※1 この他、経過的福祉手当がある。

※2 この他、医療特別手当、保健手当などがある。

※3 これは基準額であり、実際の金額は保険料納付済期間などに応じて算出される。

【照会先】

厚生労働省 代表電話 03(5253)1111

内容		担当（内線）・直通電話
①母子家庭・父子家庭などに対する給付		子ども家庭局 家庭福祉課 山本（4883）村野（4889） 03（3595）3112
②障害者などに対する給付	特別障害給付金	年金局 年金課 川合・上田（3337） 03（3595）2864
	特別障害給付金を除く	社会・援護局 障害保健福祉部企画課 片寄（3025）佐々木（3020） 03（3595）2389
③原子爆弾被爆者に対する給付		健康局 総務課原子爆弾被爆者援護対策室 香川（2315）設楽（2955） 03（3595）2207
④年金生活者支援給付金法に基づく給付		年金局 年金課 川合・上田（3337） 03（3595）2864

令和5年度の年金額の改定(スライド)について

- 年金額は、賃金や物価の変動に応じて毎年度改定を行う仕組みとなっている。名目賃金変動率が物価変動率を上回る場合は、新規裁定者(67歳以下)は名目賃金変動率を、既裁定者(68歳以上)は物価変動率を用いて改定する。
- この結果、令和5年度の年金額は、新規裁定者(昭和31年4月2日以後に生まれた方)は令和4年度から+2.2%の増額改定となり、既裁定者(昭和31年4月1日以前に生まれた方)は令和4年度から+1.9%の増額改定となる。

(1) 物価変動率・賃金変動率

前年の消費者物価指数(CPI)の変動率

↓ **【+2.5%】** (令和4年)

物価変動率

【+2.5%】

2~4年度前(直近3年度平均)の実質賃金変動率

+ **【+0.3%】** (令和元~令和3年度平均実績値)

前年の消費者物価指数(CPI)の変動率

↓ **【+2.5%】** (令和4年)

名目賃金変動率

【+2.8%】

(2) マクロ経済スライドによる調整 **【▲0.6%】**

【▲0.6%】 = 令和5年度のマクロ経済スライド調整率(▲0.3%)
+
キャリアオーバー分による調整 {

令和4年度のマクロ経済スライド調整率(▲0.2%)

+
令和3年度のマクロ経済スライド調整率(▲0.1%)

}

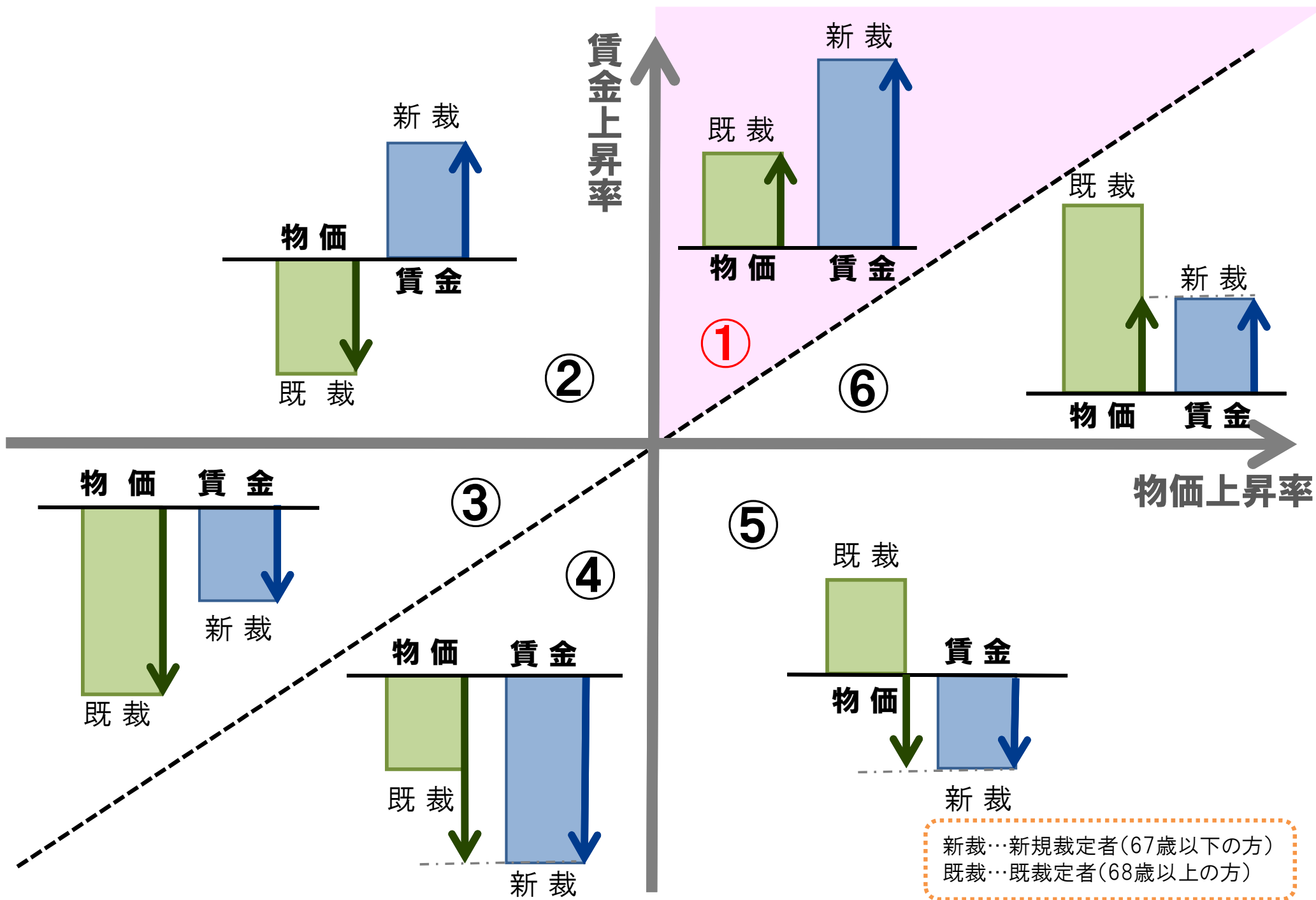
既裁定者
(68歳以上)

年金額改定率 **【+1.9%】**

新規裁定者
(67歳以下)

年金額改定率 **【+2.2%】**

年金額の改定(スライド)のルール



年金額の改定ルールの見直し（平成28年改正法）

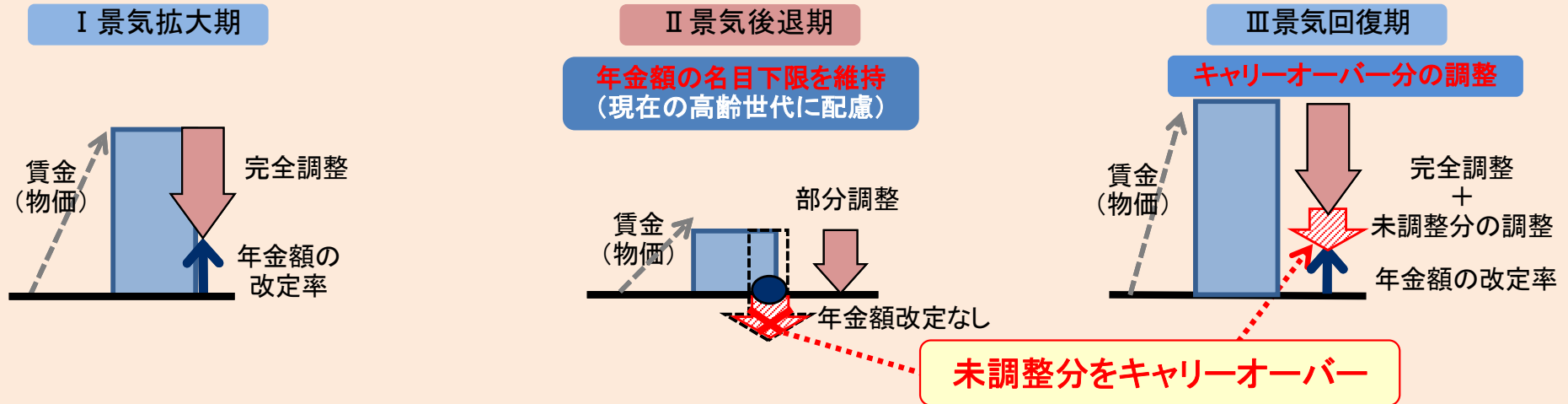
参考資料

○ 制度の持続可能性を高め、将来世代の給付水準を確保するため、年金額改定に際し以下の措置を講じる。

- ① マクロ経済スライドについて、現在の高齢世代に配慮しつつ、できる限り早期に調整する観点から、名目下限措置を維持し、賃金・物価上昇の範囲内で前年度までの未調整分を調整。【平成30年4月施行】
- ② 賃金・物価スライドについて、支え手である現役世代の負担能力に応じた給付とする観点から、賃金変動が物価変動を下回る場合には賃金変動に合わせて改定する考え方を徹底。【令和3年4月施行】

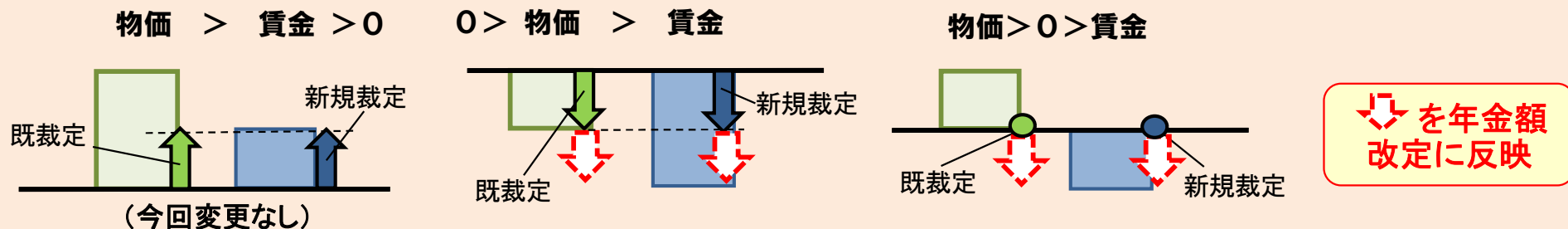
① マクロ経済スライドによる調整のルールの見直し（少子化、平均寿命の伸びなど長期的な構造変化に対応）

景気回復局面においてキャリアオーバー分を早期に調整（高齢者の年金の名目下限は維持）



② 賃金・物価スライドの見直し（賃金・物価動向など短期的な経済動向の変化に対応）

年金は世代間の仕送りであることから、現役世代の負担能力が低下しているときは、賃金変動に合わせて改定



マクロ経済スライド調整（キャリアオーバー）による 年金給付水準への影響（イメージ）

- 景気悪化時に発生するマクロ経済スライドの未調整分を、景気が改善したときに解消することにより、将来世代の給付水準の上昇につながる。

<キャリアオーバー導入によるマクロ経済スライドの調整期間の短期化と給付水準の上昇のイメージ>

